北海道科学大学大学院薬学研究科履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学大学院薬学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学(以下「本学」という。)大学院学則第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運用方法)

- **第2条** この規程の運用にあたっては、履修について本学大学院学則に規定のあるときは、本学大学院学則が優先する。
- 2 履修について、本学大学院学則及びこの規程に特に定めのない事項については、研究科委員 会の議を経て学長が決定する。

(授業科目及び履修方法等)

- 第3条 授業科目は、本学大学院学則別表2により、特論、特論演習、関連科目、共通科目、課題研究に分け、授業形態により講義、演習、実験・実習科目に分類する。
- 2 指導教員が担当する特論及び特論演習、指導教員が所属する分野の特論、関連科目、及び課題研究は必修とし、更に共通科目から2科目以上を選択し、他の特論と合わせて30単位以上を修得しなければならない。
- **3** 選択科目については、所定の期日までに、受講届を教務課に提出しなければならない。なお、 授業科目の選択にあたっては、あらかじめ指導教員の指導と承認を受けるものとする。

(授業の出席)

- 第4条 講義・演習は開講時数の3分の2以上を出席しなければならない。
- 2 課題研究は、原則として全て出席しなければならない。

(単位の授与)

- **第5条** 各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用い、その合格者に所定の単位を授与する。
- 2 出席回数が基準に満たない場合は、当該科目を失格とする。

(試 験)

- 第6条 試験は、当該講義の授業が終了した学期末において期間を定めて行う(定期試験)。また、科目担当者が必要と認めた場合は臨時に試験を行うことがある(臨時試験)。
- 2 やむを得ない事情により定期試験及び臨時試験を欠席したときは、追試験を行う。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績評価は、点数に応じて次の区分により評定する。

得点	成績区分	合否
80~100	優(A)	
70~ 79	良(B)	合格
60~ 69	可(C)	
0~ 59	不可(D)	不合格

2 失格の場合は、Xとする。

(再履修)

第8条 1年次において成績評価が不可(D)又は失格(X)となった授業科目について、2年 次に再履修することができる。

(課題研究)

第9条 課題研究は指導教員のもとで行われ、課題研究発表及び学位論文の作成の指導等を受けるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。